

介護保険居宅介護支援助成金 申請の流れ

【支給要件】

次の①と②の両方を満たすこと

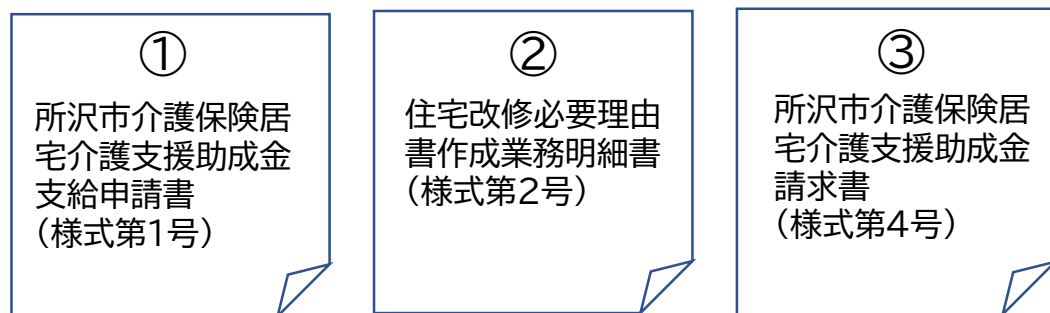
- ① 理由書の作成を行う者が次のいずれかの資格を有すること。
 - ・介護支援専門員
 - ・作業療法士
 - ・理学療法士
 - ・福祉住環境コーディネーター(検定試験2級以上)
 - ・その他、上記の資格に準ずるもの
- ② 理由書の作成日の属する月において、居宅介護支援及び介護予防支援の提供を受けていないこと。

【支給額】

住宅改修費の支給決定を受けた申請1件につき2,000円

【申請の流れ】

当該申請に係る住宅改修費の支給決定を受けた日(※住宅改修の事後申請をした月の翌月10日頃に決定しています)から60日以内に、次の3つの書類を提出



対象の住宅改修支給申請の支給決定後、市が上記申請書の審査を行い、「決定・却下」通知書を事業所へ発送
※通知書と一緒に振込日を記載したものを郵送します。

指定の口座へ助成金の振込